

# 松伏町分別収集計画（案） （第11期）

令和7年 月  
埼玉県松伏町

## 目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第2項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	6
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	7
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	7

## 1 計画策定の意義

快適な生活環境の創造と同時に、健全な経済発展により持続可能な循環型社会の実現を目指すためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルからの転換を図り、環境負荷の少ない低炭素・循環型社会を形成していく必要がある。

そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本計画は、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の4R（リデュース、リユース、リサイクル、リフューズ）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、町民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

併せて、プラスチック資源循環法に基づき、製品プラスチックの分別収集及びリサイクルを容器包装廃棄物と一体的に推進する。

本計画の推進により、容器包装廃棄物や製品プラスチックの4Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分量の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

## 2 基本的方向

本計画では、松伏町一般廃棄物処理基本計画に定める「みんなで拓く持続可能な資源循環のまち まつぶし」を基本理念に、町民・事業者・行政の協働による持続可能な循環型社会の実現を目指し、容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出抑制と資源化に取り組むものとする。

<基本方針1> 町民、事業者、行政との協働による資源循環の推進

<基本方針2> ごみの排出抑制と資源化の推進

<基本方針3> 安定的なごみ処理体制の構築

## 3 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトルを対象とする。また、プラスチック資源循環法に基づく製品プラスチックは、令和11年度から対象品目とする。

## 5 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み

(法第8条第2項第1号) (単位：t)

	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
容器包装廃棄物	1,091	1,077	1,066	1,056	1,047
製品プラスチック	55	54	54	53	52

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、町民、事業者、再生事業者等が相互に協力・連携できる体制の整備に努める。

### ① 集団資源回収の促進

集団資源回収へ奨励金を交付し、活動支援を行うことにより、ごみの減量化・資源化を図る。

### ② SDGsの理解促進と行動変革

一人ひとりのごみ減量・リサイクル推進の取り組みや、環境に配慮した消費活動・暮らし方が持続可能な社会づくりにつながることを意識できるよう、普及啓発活動を推進し環境の整備を図る。

### ③ 資源循環に関する情報発信

町民、事業者の行動変容につながる、ごみの減量方法やリサイクルに関する情報発信の充実を図る。

### ④ ごみと資源物の分別徹底

ごみとして排出されるものの中には、分別を適正に行うことにより、資源化できるものが含まれていることから、ごみと資源物の分別の徹底について周知・啓発を行う。また、国籍を問わず、誰もがごみ分別方法を理解できるよう、多言語による周知・啓発に努める。

## 7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集による町民負担、収集運搬の体制、中間処理施設の整備状況及び当町における諸計画を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類及び分別の区分は次表のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	カン
主としてガラス製の容器 <ul style="list-style-type: none"> <li>・無色のガラス製容器</li> <li>・茶色のガラス製容器</li> <li>・その他の色のガラス製容器</li> </ul>	ビン
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	古紙類 (紙パック、雑紙)
主として段ボール製の容器	古紙類 (段ボール)
主として紙製の容器であって上記以外のもの	古紙類 (雑紙)
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆその他主務大臣が定めた商品を充填するためのもの	ペットボトル
製品プラスチック（プラスチック資源循環法に基づく分別対象物）	製品プラスチック (※)

※製品プラスチックの分別収集は令和11年度からの実施を計画する。

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み（法第8条第2項第4号） （単位：t）

	R8		R9		R10		R11		R12	
主としてスチール製の容器	35		34		34		33		33	
主としてアルミ製の容器	35		34		34		33		33	
無色のガラス製容器	(合計) 32		(合計) 31		(合計) 31		(合計) 30		(合計) 30	
	(引渡)量 0	(独自処理)量 32	(引渡)量 0	(独自処理)量 31	(引渡)量 0	(独自処理)量 31	(引渡)量 0	(独自処理)量 30	(引渡)量 0	(独自処理)量 30
茶色のガラス製容器	(合計) 39		(合計) 39		(合計) 38		(合計) 38		(合計) 38	
	(引渡)量 0	(独自処理)量 39	(引渡)量 0	(独自処理)量 39	(引渡)量 0	(独自処理)量 38	(引渡)量 0	(独自処理)量 38	(引渡)量 0	(独自処理)量 38
その他のガラス製容器	(合計) 21		(合計) 20		(合計) 20		(合計) 20		(合計) 20	
	(引渡)量 21	(独自処理)量 0	(引渡)量 20	(独自処理)量 0	(引渡)量 20	(独自処理)量 0	(引渡)量 20	(独自処理)量 0	(引渡)量 20	(独自処理)量 0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	1		1		1		1		1	
主として段ボール製の容器	123		122		120		119		118	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 70		(合計) 69		(合計) 68		(合計) 68		(合計) 67	
	(引渡)量 0	(独自処理)量 70	(引渡)量 0	(独自処理)量 69	(引渡)量 0	(独自処理)量 68	(引渡)量 0	(独自処理)量 68	(引渡)量 0	(独自処理)量 67
主としてポリエチレンテレフタート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 90									
	(引渡)量 0	(独自処理)量 90								
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0									
	(引渡)量 0	(独自処理)量 0								
（うち白色トレイ）	(合計) 0									
	(引渡)量 0	(独自処理)量 0								
製品プラスチック（プラスチック資源循環法に基づく分別対象物）	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 53		(合計) 52	
	(引渡)量 0	(独自処理)量 0	(引渡)量 0	(独自処理)量 0	(引渡)量 0	(独自処理)量 0	(引渡)量 0	(独自処理)量 53	(引渡)量 0	(独自処理)量 52

**9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第2項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法**

(1) 特定分別基準適合物等の量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込量（ペットボトル・製品プラスチックを除く）の算定方法

$$= \text{①直近年度の品目別資源化量の実績} \times \text{②人口変動率}$$

(2) ペットボトルの見込量の算定方法

$$= 3.25 \text{ kg (一人あたりのペットボトル排出量)} \times \text{将来人口推計値}$$

※ただし、ペットボトルは、分別意識の向上を見込み、計画期間中の見込量を一定としている。

(3) 製品プラスチックの見込量の算定方法

$$= 10 \text{ kg (一人あたりのプラスチック排出量)} \times 20/100 \text{ (製品プラスチックの比率)} \times \text{将来人口推計値}$$

① 直近年度の品目別資源化量の実績

(単位：t)

収集に係る分別の区分	分別収集をする容器包装廃棄物の種類		令和6年度資源化量
カン	主としてスチール製の容器		35
	主としてアルミ製の容器		35
ビン	主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	32
		茶色のガラス製容器	40
		その他の色のガラス製容器	21
古紙類 (紙パック、雑紙)	主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		1
古紙類 (段ボール)	主として段ボール製の容器		125
古紙類（雑紙）	として紙製の容器であって上記以外のもの		71

※令和6年度資源化量は、小数点以下切り上げ

② 人口変動率

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
27,638 人 (対前年度) 99.69%	27,345 人 (対前年度比) 98.63%	27,053 人 (対前年度比) 98.63%	26,761 人 (対前年度比) 98.92%	26,499 人 (対前年度比) 99.00%

※各年度の人口予測は、「松伏町一般廃棄物処理基本計画（令和 6 年度～令和 15 年度）」における将来人口推計値とした。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第 8 条第 2 項第 5 号）

	分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	カン	町定期収集・ 集団資源回収	町・ 民間事業者
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	ビン		
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙容器	古紙類 (紙パック、雑紙)		
	段ボール	古紙類 (段ボール)		
	その他の紙製容器包装	古紙類 (雑紙)		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	町定期収集・ 公共施設拠点回収・ 小売店店頭回収	
	製品プラスチック	製品プラスチック		

※製品プラスチックは令和 11 年度からの分別収集を計画しているため、現時点では、各段階における分別収集の実施主体は未定。

## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集する容器包装 廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車両	中間処理
スチール製容器	カン	透明・ 半透明袋	パッカー車	町リサイクル センター
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	ビン		平ボディ車	
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙容器	古紙類 (紙パック、雑紙)	紙袋・ 透明袋・ 半透明袋・ 紐でしぼる	平ボディ車	民間事業者
段ボール	古紙類 (段ボール)			
その他の紙の容器包装	古紙類 (雑紙)			
ペットボトル	ペットボトル	透明・ 半透明袋	パッカー車	
製品プラスチック	製品プラスチック	未定	未定	未定

※製品プラスチックの分別収集は令和11年度からの実施を計画しているため、本計画策定時点では分別収集の用に供する施設は未定。

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・町民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物及び製品プラスチックの分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、町民や事業者などの委員で構成された廃棄物減量等推進審議会を開催する。
- ・自治会等の住民団体による集団資源回収を促進するため、奨励金制度を継続する。
- ・製品プラスチックの分別収集の実施については、効率的な処理体制を構築するため、東埼玉資源環境組合及び構成市と広域連携を図る。